

別府市宿泊需要喚起「湯ごもりエール泊助成事業」(エール泊その2)

参加事業者募集要項

別府市では、新型コロナウイルス感染症対策への取組を促進し、安全安心な別府温泉で心身を癒していただくとともに、感染症拡大により大きな影響を受けた宿泊事業者への支援事業として宿泊需要喚起「湯ごもりエール泊助成事業」を実施します。

1 参加資格

別府市内で宿泊施設を経営する事業者のうち、以下のすべての要件を満たし、かつ別紙の誓約書(様式2)に同意する者

- ① 宿泊施設について、旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく旅館業を営む許可を受けている事業者又は住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に基づく住宅宿泊事業を営む旨の届出を行っている事業者
- ② 宿泊施設について、感染症対策として大分県宿泊施設感染症対策強化委員会が作成した「おんせん県おおいた宿泊施設感染症対策チェックリスト」に規定する内容を実施する事業者
※なお、本事業に参加するための感染症予防対策に係る施設整備については、市が別に行う「新型コロナウイルス感染症対策整備補助金」の対象となります。

但し、次に掲げる事業者や施設等は、対象としない。

- ・別府市旅館ホテル組合連合会が市から受託して行う「湯ごもりエール泊別府鬼割プラン」の対象施設。
- ・暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)、暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。)

2 参加施設(事業者)登録申込期間

令和2年6月15日(月)～令和2年8月31日(月)

※上記期間内に、参加施設登録申込書(様式第1号)を提出

3 参加施設登録申込について

助成金の交付を受けようとする事業者は、上記申込期間内に、以下の書類を提出し、参加施設の登録が必要になります。

提出については、原則持参のみとします。

- ① 参加施設登録申込書(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 大分県から発行された旅館業営業許可書の写し又は大分県から発行された住宅宿泊事業法第3条に基づく届出受理についての通知書の写し
- ④ 助成金の振込先口座が確認できる書類(指定した口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カ

ナ) が分かる通帳の写し)。なお、同一事業所で複数の施設の参加を希望し、振込先口座が同一となる場合でも施設ごとの書類提出が必要です。

4 参加登録施設への通知及びの登録施設の周知について

登録申込後、湯ごもりエール泊事業登録施設には参加施設登録決定通知書(様式3)により通知します。本事業に登録された施設の利用者への周知については、別府市観光情報サイト「極楽地獄別府」への掲載によることを予定しています。

5 助成金額・助成対象期間

参加登録施設において、事業対象期間中1人1泊当たり2,000円を助成金として、1施設5万円(25人分)を上限に交付します。ただし、事業対象期間であっても新型コロナウイルス感染症の状況により中断又は中止となる場合があります。

※宿泊プラン販売に当たっては、利用者が「湯ごもりエール泊」と分かるものとし、施設への助成金額を差し引いた販売価格を表示してください。

事業対象期間は、参加施設の登録を受けた日から令和3年3月31日(水)までの湯ごもりエール泊宿泊分とします。

6 助成金の請求

毎月末締めで翌月の15日(当日が閉庁日の場合はその翌日、令和3年3月分にあつては、同月末日)までに助成金実績報告書兼請求書(様式5)を市観光課へ持参又は郵送してください。助成金の支払いは登録指定口座への振込とします。

なお、宿泊者氏名・連絡先等を別府市に提供することについて、利用者(宿泊者)から承諾を得てください。

7 その他

利用者からの宿泊予約は、各施設が採用する方法により直接受け付けることとします。また、1人当たりの予約制限等は設けませんが、連泊、子ども料金、食事等の設定は各施設の判断で対応願います。予約及び予約取消し並びに宿泊に関する利用者とのトラブル等について、市は一切関与しません。

8 問合せ先・各書類提出先

〒874-8511 別府市上野口町1番15号

別府市役所 観光戦略部 観光課

受付時間 8時30分～17時00分(土曜・日曜・祝日を除く)

(電話) 0977-21-1128

(ファクシミリ) 0977-23-0552

※参加施設申込書の提出については、原則持参のみ、

助成金実績報告書兼請求書については持参又は郵送とします。